

野外での焼却は、やめましょう！

地球に優しく、人に思いやりを！

ダイオキシン対策の一環として、平成13年4月1日から野外での焼却行為が法により禁止されています（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、第26条）。

しかし、廃棄物の不適正処理（ごみなどの焼却）や草・枝などの野焼きが、まだ多く見受けられます。

野外焼却は、ダイオキシン発生や煙、灰の飛散など周囲の迷惑になります。

資源の有効活用と地球環境保全のために、資源になるものは資源回収に、ならないものは可燃物として定められた方法により処理願います。

また、下記の例外行為による焼却処分は、必要最小限にとどめていただき、やむを得ず焼却

する場合でも、風向き・時間帯など他人の迷惑を考慮し、細心の注意を払うよう心掛けてください。

【例外として野外焼却が認められているもの】

- ① 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ② ほかの法令（森林病虫害等防除法等）、またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼き、塔婆（とつば）の供養焼却など※ビニール、プラスチックなどは取り除いてください）
- ④ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
（農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した下枝の焼却など※ビニールやプラスチックなどは焼却できません）
- ⑤ たき火など日常生活を営む上で通常行われる廃棄物（家庭の木くずなど）の焼却であって軽微なもの（※ビニールや紙、プラスチックなど廃棄物の減量目的の焼却は認められません）



光化学スモッグについて

環境課 内線 304

春から夏にかけて、大気汚染による光化学スモッグ注意報が発令される場合があります。

発令時には落ち着いて速やかな対処を心掛けてください。

■光化学スモッグとは

自動車の排ガスに含まれる窒素酸化物と炭化水素が、太陽の紫外線により光反応を起こし、光化学オキシダントが生成されます。この光化学オキシダントが大気中に停滞し、もやがかかった状態が光化学スモッグと呼ばれています。

県は、光化学オキシダントが基準値を超えた際に発令します。

※基準値 0.120ppm 以上で注意報発令

■注意報が発令されたら

- 屋外活動（特に運動）や外出を避けましょう。
- 風向きにより窓を閉めましょう。
- 目やのどなどに刺激を感じた場合は、洗眼やうがいをしましょう。
- 屋外にいた人は、帰宅後着替えましょう。
- 干してある洗濯物や布団は、よくはたいてから取り込みましょう。
- その他、体に異常を感じたら最寄りの保健所などに連絡をするよう心掛けましょう。